



## 2021年の日中貿易 順調に回復

財務省が1月20日に発表した令和3年分貿易統計(速報値)によると2021年の日本の貿易総額は前年比(以下同)22.9%増の167兆6,582億円と昨年のマイナス成長からプラスに転じた。

うち、輸出が21.5%増の83兆930億円、輸入が24.3%増の84兆5,652億円となった。輸出入共に大幅増加し、貿易収支は1兆4,722億円の赤字となった。

一方、日中貿易総額は、1.2%増の38兆3,368億円となった。うち、輸出が19.2%増の17兆9,843億円、輸入が16.2%増の20兆3,524億円となり、貿易収支は2兆3,680億円の赤字となった。

### 日本からの輸出

国別の輸出状況を見ると、日本の最大の輸出相手国は昨年に引き続き中国が首位となり19.2%増の17兆9,843億円と、昨年の伸び率2.7%を大きく上回った。2位のアメリカは17.6%増の14兆8,324億円。

2021年 日本の輸出相手上位5国・地域

単位：億円(輸出額)、% (伸率、構成比)

|   | 国(地域) | 輸出額      | 伸率   | 構成比   |
|---|-------|----------|------|-------|
| 1 | 中国    | 17兆9,843 | 19.2 | 21.6  |
| 2 | アメリカ  | 14兆8,324 | 17.6 | 17.8  |
| 3 | 台湾    | 5兆9,870  | 26.3 | 7.2   |
| 4 | 韓国    | 5兆7,694  | 21.0 | 6.9   |
| 5 | 香港    | 3兆8,903  | 13.9 | 4.6   |
|   | 全世界合計 | 83兆930   | 21.5 | 100.0 |

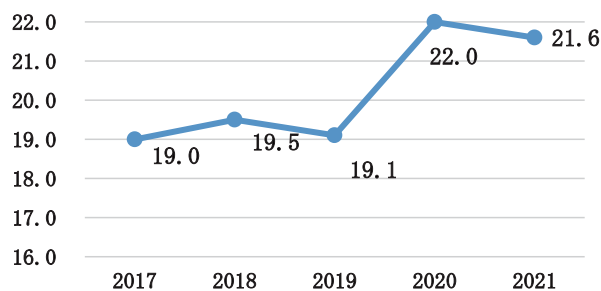
また昨年4位だった台湾が3位となり、26.3%増の5兆9,870億円、4位の韓国は21.0%増の5兆7,694億円、5位の香港は13.9%増の3兆8,903億円と、いずれも二桁の成長となった。

地域別の輸出状況を見ると、アジア向けは22.8%増の48兆1,575億円となり、輸出総額の57.9% (0.6ポイント増)を占めた。

うち、ASEAN向けは、インドネシア(49.4%増)、インド(45.4%増)、タイ(33.1%増)、フィリピン(29.8%増)等全ての国で2桁の大幅増となり、26.6%増の12兆4,611億円と輸出総額の14.9% (0.5ポイント増)を占めた。

北米向けは、17.7%増の15兆7,504億円で、輸出総額の18.9% (0.7ポイント減)を占めた。EU向けは、21.4%増の7兆6,684億円で、輸出総額の9.2% (0.2ポイント減)を占めた。

中国向けの輸出が全体に占める割合(過去5年)



2020年はコロナ禍で大きく影響を受けた年だったが、2021年の輸出は全体的にプラス成長で、中

### 目次

|                                                    |   |
|----------------------------------------------------|---|
| 2021年の日中貿易 順調に回復                                   | 1 |
| 東海地方の日中貿易                                          | 3 |
| 2021年中国自動車生産・販売台数<br>～生産・販売台数は4年ぶり増加、新エネ車は350万台突破～ | 4 |
| 2021年訪日外客 過去最低                                     | 5 |
| 中国実務セミナー 中国の定年制と再雇用に関する法的な課題                       | 6 |
| 3月以降の行事案内                                          | 6 |
| 寄稿 判例考察の見地から中国法の解説(2)                              | 7 |

|                      |    |
|----------------------|----|
| 2021年のGDPは8.1%増(速報値) | 13 |
| 滄州デスクNEWS            | 14 |
| 蕭山デスクNEWS            | 14 |
| 常州デスクNEWS            | 15 |
| 揚州デスクNEWS            | 16 |
| 常熟デスクNEWS            | 16 |
| 江門デスクNEWS            | 17 |
| 佛山デスクNEWS            | 17 |
| 中国経済データ              | 18 |
| 中国短信                 | 22 |

国向けの輸出も順調に増加し、2年連続で日本にとっての最大輸出国となった。

中国向け輸出商品を見ると、半導体等製造装置(35.8%増)、プラスチック(23.0%増)、原料品(68.1%増)が高い伸びを示したが、逆に音響・映像機器(23.4%減)、原動機(16.4%減)が2桁の減少となった。

## 日本への輸入

国別の輸入状況を見ると、日本の最大の輸入相手国も中国で、16.2%増の20兆3,523億円。2位のアメリカは19.3%増の8兆8,905億円、3位のオーストラリアは48.7%増の5兆6,971億円、4位の台湾は29.0%増の3兆6,923億円、5位の韓国は23.9%増の3兆5,195億円と回復した。

2021年 日本の輸入相手上位5国・地域

単位：億円(輸入額)、% (伸率、構成比)

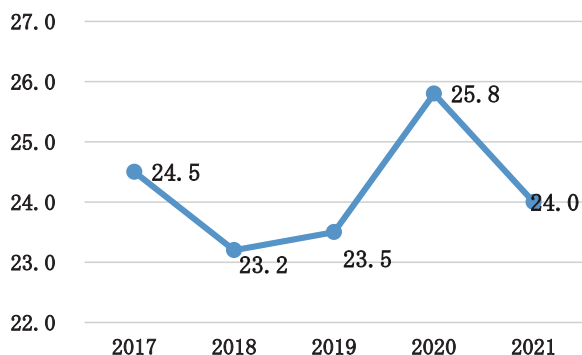
|   | 国(地域)   | 輸入額      | 伸率   | 構成比   |
|---|---------|----------|------|-------|
| 1 | 中国      | 20兆3,523 | 16.2 | 24.0  |
| 2 | アメリカ    | 8兆8,905  | 19.3 | 10.5  |
| 3 | オーストラリア | 5兆6,971  | 48.7 | 6.7   |
| 4 | 台湾      | 3兆6,923  | 29.0 | 4.3   |
| 5 | 韓国      | 3兆5,195  | 23.9 | 4.2   |
|   | 全世界合計   | 84兆5,652 | 24.3 | 100.0 |

地域別の輸入状況を見ると、アジアからの輸入は18.3%増の41兆214億円となり、輸入総額の48.5% (2.6ポイント減)を占めた。

うち、ASEANからの輸入では16.4%減の12兆4,288億円となり、輸入総額の14.7% (1ポイント減)を占めた。

北米からの輸入は20.4%増の10兆3,897億円となり、輸入総額の12.37% (0.4ポイント減)を占めた。EUからの輸入は21.3%増の9兆4,117億円となり、輸入総額の11.1% (同0.4ポイント減)を占めた。

中国からの輸入が全体に占める割合(過去5年)



中国からの輸入が全体に占める割合は、今年の

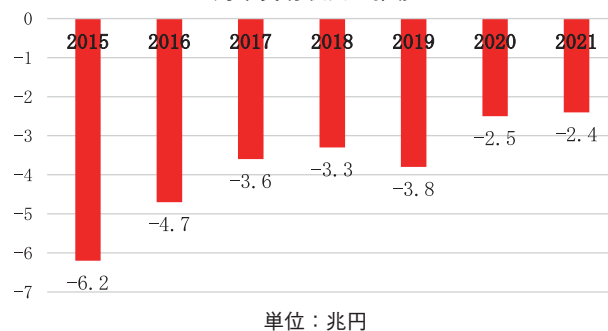
25.8%から24.0%へと1.8ポイント減少したが、輸入額は2桁増と順調で、20年連続で日本の最大輸入国となっている。

中国からの輸入商品を見ると、通信機(24.4%増)、有機化合物(41.0%増)、金属製品(19.1%)が高い伸びを示した一方、織物用糸・繊維製品(30.1%減)が大幅に減少した。

## 対中貿易赤字は微減

対中貿易は赤字基調にあり、2016年から一旦赤字幅は減少傾向にあったが、2019年には3兆7,614億円と再度赤字が拡大した。しかし翌2020年には2兆3,948億円まで大幅に減少した。2021年は2兆3,680億円と前年から微減となった。

対中貿易収支の推移



単位：兆円

## 今もなお続く輸送運賃高騰問題

2019年から発生していた世界的なコンテナ不足問題は、昨年から徐々に解消されつつあるが、海上輸送費については、昨年の8月には中国から北米への40フィートコンテナ1個の運賃が、一時2万ドルを超え、過去最高値となったとの報道があるなど、未だ高騰が続いている。

コンテナ船運賃の目安となっている、上海航運交易所が算出・公表している「上海輸出コンテナ運賃指数(SCFI)」の総合指数で運賃動向を見てみると、2020年は7月頃まで、指数が800から1,000で推移していたが、その後徐々に上昇し、11月からは急増。2021年初めには2,700を超え、9月には4,500を超えた。年末には5,046と5,000を突破し、1月28日現在、5,010.36と依然高止まりが続いている。

この運賃問題については、今年の2月の中国の春節(旧正月)以降に改善されるのではとの見方がある一方、上記SCFIのデータを見る限り、以前の価格帯に下がるのは難しく、今後もしばらく高値を推移していくと予想される。

# 東海地方の日中貿易

東海地方における日中貿易については、名古屋税関が1月21日、令和3年分管内(愛知、岐阜、三重、静岡、長野の港湾・空港)貿易概況(速報値)を発表した。それによると、管内の日中間の輸出入総額は前年比(以下同)17.5%増の5兆7,087億円となった。日中貿易全体に占める割合は14.9%と前年と同じだった。

うち、輸出は14.7%増となる3兆3,864億円、輸入は21.9%増となる2兆3,223億円と、いずれも2桁の伸びと前年から大きく増加した。管内の対中貿易の収支は1兆641億円と前年から微増ながら依然大幅な出超(黒字)となり、09年以降13年連続を更新している。

## 管内の対中主要輸出品及び商品構成

管内の対中輸出構成を見るとこれまで通り、機械類及び輸送用機器が68.6%(前年から2ポイント減、以下同)と圧倒的に高い。次いで化学製品が10.6%(1.1ポイント増)、原料別製品が9.4%(0.3ポイント増)、雑製品が5.6%(0.6ポイント減)、特殊取扱品が3.8%(0.8ポイント増)と続く。

増加した主要商品3品目は、重電機器(33.2%増)、プラスチック(29.8%増)、自動車の部分品(7.7%増)だった。

管内対中輸出の主な増減品目

|    |   | 概況品名    | 金額<br>(億円) | 伸率<br>(%) |
|----|---|---------|------------|-----------|
| 増加 | 1 | 重電機器    | 1,443      | 33.2      |
|    | 2 | プラスチック  | 1,601      | 29.8      |
|    | 3 | 自動車の部分品 | 5,878      | 7.7       |
| 減少 | 1 | パルプ及び古紙 | 292        | ▲86.8     |
|    | 2 | 映像機器    | 2,841      | ▲77.2     |
|    | 3 | 原動機     | 1,160      | ▲25.6     |

出典：名古屋税関

## 管内の中国からの主要輸入品及び商品構成

管内の中国からの輸入構成を見ると機械類及び輸送用機器が40.9%(0.7ポイント増)、次いで雑製品が23.3%(2ポイント減)、原料別製品が18.0%、(0.9ポイント減)化学製品が10.7%(2.3ポイント増)、食料品及び動物が3.7%(0.4ポイント減)と続く。

大幅に増加した商品はプラスチック(79.6%増)、

有機化合物(62.5%増)、金属製品(28.2%増)となった。

管内の中国から輸入の主な増減品目

|    |   | 概況品名       | 金額<br>(億円) | 伸率<br>(%) |
|----|---|------------|------------|-----------|
| 増加 | 1 | プラスチック     | 582        | 79.6      |
|    | 2 | 有機化合物      | 753        | 62.5      |
|    | 3 | 金属製品       | 1,012      | 28.2      |
| 減少 | 1 | 繊維用糸及び繊維製品 | 994        | ▲19.6     |

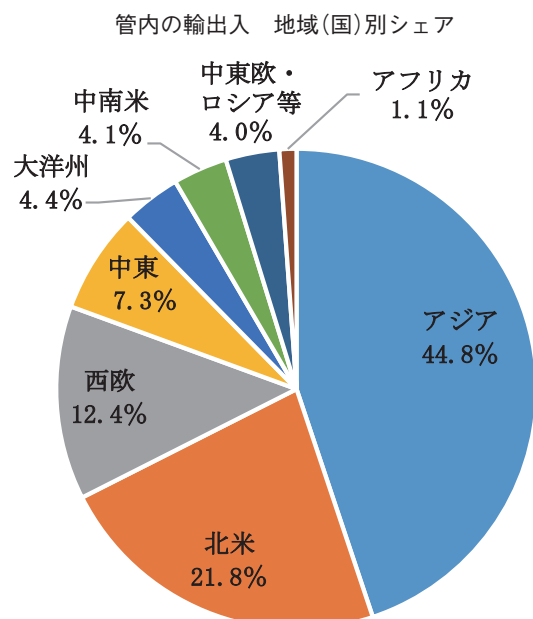
出典：名古屋税関

## 管内の輸出入 地域(国)別構成

管内の輸出入総額は、29兆2,439億円(20%増)で、輸出が19兆3,968億円(20%増)、輸入が9兆8,471億円(22.7%増)となり、貿易収支は9兆5,497億円の黒字となった。

地域(国)別の輸出入額を見ると、アジアが13兆1,002億円(構成比44.8%)、北米が6兆3,786億円(21.8%)、西欧が3兆6,354億円(12.4%)、中東が2兆1,493億円(7.3%)、大洋州が1兆2,920億円(4.4%)、中南米が1兆1,922億円(4.1%)、中東欧・ロシア等が1兆1,606億円(4.0%)、アフリカが3,353億円(同1.1%)の順となった。

中国との輸出入額は、アジア全体の43.6%を占め、管内全体では19.5%を占める最大の貿易相手国となっている。

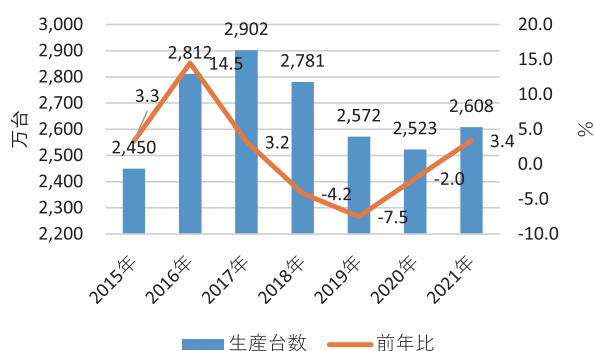


# 2021年中国自動車生産・販売台数 ～生産・販売台数は4年ぶり増加、新エネ車は350万台突破～

1月12日、中国自動車工業協会(CAAM)が2021年の自動車生産・販売台数に関する統計を発表した。2021年の自動車生産台数は前年比(以下同)3.4%増の2,608.2万台、販売台数は3.8%増の2,627.5万台だった。2017年以降、販売台数と生産台数ともに減少が続いていたが、4年ぶりに増加に転じた。また、生産台数及び販売台数共に13年連続世界第1位となった。

## 生産台数

### <生産台数の推移>



生産台数の内訳は、乗用車が前年比8.4%増の2,140.8万台、商用車が25.3%減の467.4万台だった。

### <2021年の生産台数内訳>

単位: 万台、%

| 項目       | 生産台数    | 前年比   | シェア   |
|----------|---------|-------|-------|
| 乗用車      | 2,140.8 | 8.4   | 82.1  |
| 商用車      | 467.4   | -25.3 | 17.9  |
| 合計(新車全体) | 2,608.2 | 2.4   | 100.0 |
| うち新エネ車   | 354.5   | 120.0 | 13.6  |

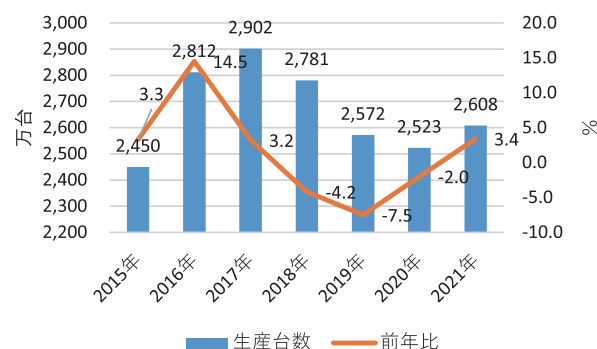
新エネルギー車の生産台数は354.5万台となり、自動車生産台数全体に占める割合が13.6%に達した。

### <新エネ車生産台数の内訳> 単位: 万台、%

|       | 生産台数  | 前年比   |
|-------|-------|-------|
| 乗用車   | 335.9 | 127.7 |
| うち EV | 276.1 | 121.7 |
| PHV   | 59.8  | 162.4 |
| 商用車   | 18.6  | 42.1  |
| うち EV | 18.1  | 41.0  |
| PHV   | 0.3   | 38.6  |

## 販売台数

### <販売台数の推移>



販売台数の内訳は、乗用車が前年比6.5%増の2,148.2万台、商用車が6.6%減の479.3万台だった。商用車が減少する一方、乗用車の増加は順調で、2015年から2,000万台の市場となっている。

また、中国ブランドの自動車販売が好調で、前年比23.1%増の954.3万台となり、市場に占める割合は44.4%と前年から6ポイント大きく増加した。ちなみに、外資系ブランドの市場シェアは、日系が22.6%、ドイツ系は22.3%、アメリカ系が9.6%などとなっている。

### <2021年の販売台数内訳>

単位: 万台、%

| 項目       | 販売台数    | 前年比   | シェア   |
|----------|---------|-------|-------|
| 乗用車      | 2,148.2 | 6.5   | 81.8  |
| 商用車      | 479.3   | -6.6  | 18.2  |
| 合計(新車全体) | 2,627.5 | 3.8   | 100.0 |
| うち新エネ車   | 352.1   | 300.6 | 13.4  |

新エネルギー車は352万1,000台となり、自動車販売台数の全体に占める割合は13.4%に達し、前年から8ポイント増加した。また生産及び販売で共に7年連続で世界首位を保った。

### <新エネ車販売台数の内訳> 単位: 万台、%

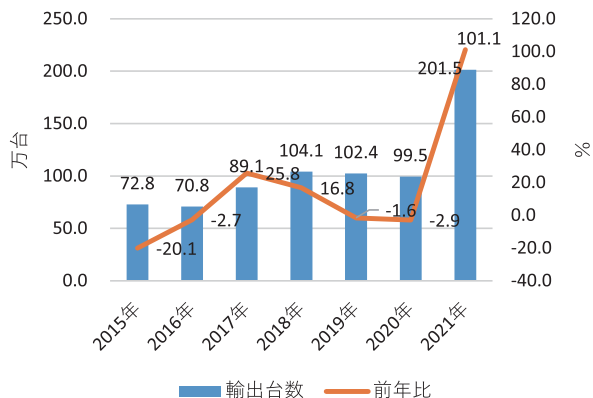
|       | 販売台数  | 前年比   |
|-------|-------|-------|
| 乗用車   | 333.5 | 120.6 |
| うち EV | 273.4 | 120.5 |
| PHV   | 61.0  | 121.6 |
| 商用車   | 18.6  | 46.6  |
| うち EV | 18.2  | 46.3  |
| PHV   | 0.3   | 23.4  |



## 輸出台数

昨年、新エネ車の生産・販売台数の急激な増加と共に注目されたのは、輸出台数である。これまで100万台前後で長い間推移してきたが、昨年は前年比2倍の201.5万台と、初めて200万台を超え、過去最高となった。また自動車販売総数に占める輸出の割合は7.7%と前年から3.7ポイント増加した。

### <輸出の推移>



輸出台数のうち、新エネ車の輸出台数は前年比3倍の31万台だった。

### <輸出内訳>

単位：万台、%

|        | 輸出台数  | 前年比   |
|--------|-------|-------|
| 自動車全体  | 201.5 | 101.1 |
| うち新エネ車 | 31.0  | 304.6 |
| 乗用車    | 161.4 | 110.5 |
| うち新エネ車 | 29.6  | 329.5 |
| 商用車    | 40.2  | 70.7  |
| うち新エネ車 | 1.4   | 78.8  |

※中国汽車工業協会発表を掲載

全体の輸出台数と、乗用車、商用車輸出台数の合計に差異があります

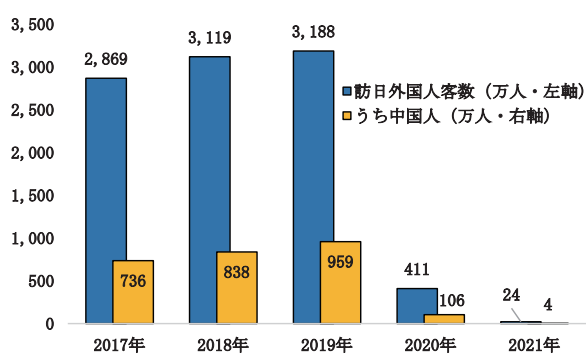
上記内訳を見ると分かるように、輸出急増を牽引するのは新エネ車となっており、その輸出国上位10か国(2021年1-11月の統計)は、ベルギー、バングラデシュ、イギリス、インド、タイ、ドイツ、スロベニア、フランス、オーストラリア、ノルウェーである。

現段階で、輸出車種の詳細は発表されておらず、内訳が分からないが、今年1月にアメリカのEV大手、テスラ社が発表したデータによると、同社の上海現法が21年に輸出したEV車が16万台との事なので、中国の新エネ車の輸出の約半数がテスラ車となる。

## 2021年訪日外客 過去最低

日本政府観光局(JNTO)は1月19日、2021年の訪日外客数(推計値)を発表した。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、国際的な移動制限が続いており、年間の訪日外客数は前年比94%減の24万5,900人で、1964年以降、最低の数字となった。ちなみに2年前の2019年の年間訪日外客数は過去最高を記録しており、2019年比では99.2%減と大幅な減少となった。

### 訪日外客数の推移



中国人の訪日数は、前年比96%減の4万2,300人で、2019年比では99.6%減となった。2020年4月以降、

中国外交部より海外への渡航の自粛の指示が発出されて、出国前の厳しい検査、また日本到着後の自主隔離等の制限から来日客が大幅に減少した。

一方、他国を見ても全ての国・地域が大幅に減少しており、国際的な移動の制約が解除され、回復するにはまだ時間がかかると思われる。

### 2021年訪日外客数上位10カ国

|    | 国・地域   | 人数     | 前年比   | 2019年比 |
|----|--------|--------|-------|--------|
| 1  | 中国     | 42,300 | -96.0 | -99.6  |
| 2  | ベトナム   | 26,500 | -82.6 | -94.6  |
| 3  | アメリカ   | 20,000 | -90.9 | -98.8  |
| 4  | 韓国     | 19,000 | -96.1 | -99.7  |
| 5  | インド    | 8,800  | -67.3 | -95.0  |
| 6  | イギリス   | 7,300  | -85.7 | -98.3  |
| 7  | フランス   | 7,000  | -83.8 | -97.9  |
| 8  | フィリピン  | 5,500  | -95.0 | -99.1  |
| 9  | インドネシア | 5,300  | -93.2 | -98.7  |
| 10 | ドイツ    | 5,200  | -82.5 | -97.8  |

単位：人、%

## 中国の定年制と再雇用に関する法的な課題

2月17日、(株)名南経営コンサルティングの清原学シニアコンサルタント(写真)を講師に招き、標記セミナーをオンラインで開催した。

講師は冒頭、中国に進出している日系企業においては、従業員が定年退職を迎えるケースが徐々に増えてきており、代わりとなる人材の育成が出来ていない、外部から採用できない等の理由により、定年退職した従業員を再雇用する動きが高まっていると紹介した。

中国の定年制度に関する法律は1978年に制定され、当時は国有企業を対象としていたと紹介。定年年齢は男性が満60歳、一般の女性が50歳、女性幹部が55歳と明文化されたが、事実上は1955年頃から上記の年齢が適用されていたと解説があった。講師は「女性幹部」の定義について、中国の法令上、明確に定義されていないとし、実際には各地の社会保険納付システム上の表記に基づいて判断することになるとした。講師は企業において女性従業員が「幹部」にあたるかどうかは、組織図と職務権限規程において明確にする必要があるとし、労働契約書に明記し、更新時も双方が確認のうえ記載することが大切と解説した。また講師が経験した一例として、特殊技能を有する女性従業員は「一般社員」であったとしても定年年齢において「幹部」とみなされる事例もあり、地方政府の法令を確認する必要性を訴えた。

中国の人口構成について、少子化、労働人口の減



少についてグラフを示しながら、中国の少子高齢化は日本より20年遅れて到来し、少子化と高齢化のカーブは日本と同じ軌跡を描いているとした。中国では労働人口不足に対応すべく、第14次5カ年計画で2035年までの長期目標「法定の定年退職年齢について段階的に調整し、弾力的に運用し、分類し延長していく」を掲げており、退職年齢の男女差是正、職種や地域、役職に応じて定年延長を導入等が今後進んでいくのではないかと解説した。

定年退職者の再雇用については、企業が再雇用を求める理由として中途採用で補填できる人材が不足していること、再雇用者を即戦力として扱える、コミュニケーションが図りやすい等を挙げた。また再雇用をする際の、再雇用者と会社との法的関係について、労務契約は「会社がいつでも契約を解除できる権利を有する」「契約には書面による合意の必要がない」等、会社が主導権を握れる状況にあるとし、労働者寄りである労働契約との違いを解説した。講師は「労務契約は法的に会社有利となっているが、信頼関係の面からも再雇用者との良い関係性を維持することが望ましい」とした。

最後に再雇用をする際のポイントについて触れ、賃金については、本人との話し合いによるが、退職前の金額からあからさまに下げってしまうと労働契約が成立しない場合もあるため、労働契約時の賃金水準と年金受給額を勘案して決定すべきとアドバイスをした。

ライブ配信は31名が受講した。

### 3月以降の行事案内

#### 主催セミナー

##### 「中国ビジネス契約入門」

日 時：3月30日(水)15:00～16:30

会 場：オンライン開催

講 師：住田尚之 曾我法律事務所  
弁護士・パートナー

参 加：70名(先着順)会員限定

#### 後援行事

愛・地球発 二胡のふるさと

##### 「第17回 桜・二胡音楽会2022」

日 時：4月9日(土)

会 場：名古屋市公会堂

参 加：無料

主 催：NPO法人 チャン・ビン二胡演奏団

# 判例考察の見地から中国法の解説

## 中国における会社解散・清算法規の沿革と現状実務- 「会社の破産清算」を中心に(2)

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智、高華鑫

前回の寄稿では、中国の破産清算法律の変遷、及び破産清算手続きの解説を通じて、企業の破産清算のプロセスが非破産清算と比べて有している3つの典型的な特徴、即ち：i 企業破産清算は企業破産を確定する最終的な手続きであること、ii 企業破産清算は破産債権者の利益保護を重視すること、iii 破産清算において破産企業は清算実施の自主決定権を喪失すること、をまとめた。

今期の寄稿では、前述の外商投資企業の破産・清算手続きをテーマに、「株主の資本金未払い」や「破産取消権」に係わる最近の裁判事例を紹介し解説する。

### 一、株主が資本金払い込み不足の場合の企業破産清算

#### 1. 「(2018)浙03民初894号」裁判例の概要

K社は2010年4月14日付で、浙江省温州市〇〇の「市場监督管理局」に登録、設立された100%外資系企業であり、その発起人兼株主はJ社のみである。

K社の「定款」は、登録資本金が1,250万ドルとされており、J社が営業許可証の交付を受けた日から二年以内に、米ドルの現金で三分割して資本金を払い込むことが定められた。そして現在その履行は完了している。

2016年4月20日、K社は「定款」を変更し、登録資本金を1,250万ドルから3,200万ドルに増加し、株主であるJ社が3,200万ドルの拠出することが規定された。そして出資方法と期限については、営業許可証の交付を受けた日から2年以内に750万ドルを払い込み、残りについては営業許可証の発行を受けた日から10年以内に払い込むと規定された。2016年5月31日、K社は所轄官庁にて増資の変更登記手続きを行った。

2017年10月31日、中国温州市〇〇裁判所は温州銀

行股份有限公司〇〇支店からK社の破産清算申請を受理し、「(2017)浙0303破申40号」民事裁定、及び「(2017)浙0303破42号」決定書を言い渡した。そして裁判所は浙江Z法律事務所をK社の破産管理人として指定した。破産管理人は、清算過程において、K社の株主であるJ社が払込みすべき1,950万ドルの払込が未履行であり、「定款」に定める資本金払込後の「验资証明」も存在しておらず、また払込資本金変更登記手続きを行われていないことが判明した。

そして、破産管理人は破産企業K社の名義でその株主であるJ社を訴え、株主J社に未払いの出資金1,950万ドルの支払いを請求した。

破産管理人は、以下の証拠を裁判所に提出した。

- 1、外商投資企業の会社登記簿謄本、これにより本件における訴訟適格、つまりK社の発起人兼株主がJ社であるという事を証明し、また、2016年5月31日に登録資本金が1,250万ドルから3,200万ドルに変更されたことも証明する。
- 2、温州市〇〇裁判所「(2017)浙0303破申40号」民事裁定書、「(2017)浙0303破42号」民事決定書、これにより、K社破産管理人の訴訟代理人資格を証明する。
- 3、株主であるJ社の身分確認書類。これによりJ社の訴訟適格性を証明する。
- 4、外商投資企業の登記(届け出)申請書、投資者の出資状況、代表者または共同委託代理人の選任委託書、「K社の増資承認に関する書類」、「外商投資企業の批准証書」、K社董事会決議書及び株主決議書、「K社定款変更案」、外商投資企業に関する法的書類送達授權委任状、企業登記交付書及びファイリング記録表の提出。

これらの証拠によって以下を証明した：



①2016年4月20日、K社の定款変更後、会社の登録資本金が1,250万ドルから3,200万ドルに増資され、J社が登録資本金の100%を引き受けた。この増資は営業許可証の交付日から2年以内に750万ドルを払い込み、残りを営業許可証の交付日から10年以内にすべて払い込む必要があるということ立証する。

②2016年5月31日付で、工商行政管理官庁でK社の増資変更登記手続きが行われたことを証明する。

5、K社の2010年3月10日付「定款」、及び2012年10月9日付「定款」の提出。これにより、K社は100%外資系企業であり、その発起人兼株主はJ社一社のみであり、K社が成立してから本日まで株主が一切変更されていなかったことを証明する。

6、2017年12月4日付のK社破産管理人とK社法定代表者との談話記録、これにより、K社法定代表者がJ社に1,950万ドル増資額を払い込んでいない事実を認めたことを証明する。

## 2. 本裁判例の解説

裁判所は「中国最高人民法院の涉外民事案件の司法文書送達問題に関する若干規定」に基づき、本件被告である株主J社を召喚したが、J社は正当な理由なしに法廷に出頭しなかった。裁判所は「民事訴訟法」第144条(注①)の規定に基づき、被告人不在のまま裁判を行い、K社破産管理人が提出した上記証拠を確認した。

裁判所はまず、法律の適用について、K社の株主である被告J社は外国法人であり、「最高人民法院による中華人民共和國民事訴訟法の適用解釈」第522条に基づき、本件は涉外民事事件に属すると判断した。「民事訴訟法」第270条の規定による涉外民事案件の審理期限は、一般法律に規定されている第一審6ヶ月、第二審3ヶ月の審理期限の制限を受けない。

また、K社は中国の外商投資企業法人であり、J社が全額出資して設立したものであるため、本件はK社とその株主であるJ社との間で未払い出資金の回収を請求する紛争である。「中華人民共和国外資企業法実施細則(注：当該実施細則は2020年1月1日より施行されている「中華人民共和国外商投資法」によって失効した)」第2条規定に基づき、本件は中華人民共和国の法律を適用すべきものであるとした。

本件の原告であるK社は現在破産清算手続き中であり、「中華人民共和國企業破産法」が適用される。「企業破産法」第35条規定によると、裁判所は破産申立を受理した後、出資者が出資義務を完全に履行していない場合、破産管理人は当該出資者(株主)にかかる未出資の分を定款上に約定される期限の利益が喪失されたと直ちに履行を請求することができると規定されている。

本件は裁判所から破産宣告を受けたK社の破産管理人がK社を代表し、その株主であるJ社へ未払い出資金を回収するために上記法律の規定に従って訴訟を提出したものであり、この訴えは適法である。K社の破産管理人はJ社の未払い出資金を受領した後、当該出資金をK社の破産財産に計上すべきであることを考慮し、裁判所は株主であるJ社はK社に対して1950万ドルの支払いを命じる判決を下した。

本件判決のその後の強制執行については、「中国最高人民法院の強制執行業務に関する問題の規定(試行)」第37条、38条の規定に基づいて、裁判所は執行者が他の株式(股份)有限公司で保有する出資持分(株式)の差し押さえ、執行者にその処分を強制することができるとされている。また、他の有限責任会社、他の法人に出資した出資持分または株式があれば、裁判所はそれらを凍結することができる。温州市中級裁判所が出した執行判決の一つである「(2020)浙03執219号一」の強制執行裁定書によると、執行申請者が提供した財産目録に基づき、被強制執行者(本件の株主である)J社が別会社T社に対して有している全ての株式(株式資金：1800万元、100%を占める)及びその投資収益全額を凍結した。

本件は、裁判所が破産管理人から破産企業の株主に対する未払い出資金の支払いの請求を容認したことは、法に適う合理的なものだと解される。破産企業が定款を変更し、尚且つ所轄官庁にて増資変更登記手続きを完了したことから、破産企業の元株主は「企業破産法」第35条規定に基づき、破産企業に対して対外的に出資を約束した資金の範囲内で責任を負うべきである(間接有限責任)。

また、本件の被告は外国法人であり、中国国内に住所並びに代表所、支店を有しないが、裁判所は裁判文書の送達について言及していないが、中国の法

注①中国「民事訴訟法」第144条規定には、被告が召喚状による呼出しを経たのに、正当な理由なくして出廷を拒絶し、又は法廷の許可を経ないで途中で退廷した場合は、欠席判決することができると規定されている。



律(注②)に基づいて、本件の裁判文書の送達は「公示送達」の形式をとったものと推定される。

### 3. 「企業破産法」第35条の見解の解説

「企業破産法」第35条は、企業破産時に株主が企業に対して未払いの履行分がある場合の明確な規定が設けられている。当該法律の適用について下記のように判例を検討し、要点は以下3点であると考ええる。

①破産企業の株主が引き受けた出資義務に未履行があった場合、その株主が会社の発起人または企業設立後に資本参加した株主であるか否かを問わず、裁判所が破産申請を受理した時点から、株主は引き受けた未納出資金を全て完納しなければならない。

企業の設立後に増資により新規資本参加する株主は、企業の定款変更並びに所轄官庁にて企業変更登記の届出を完了すれば対外的には当該企業の株式を取得する。その後、会社が破産の状況に陥った場合、企業設立後に資本参加した株主は、出資期限が未到来等による出資義務が未履行のままの状態でも引き受けた出資金の上限まで会社に対する責任を負わなければならない。

上述の裁判例と類似する判例は「(2018)浙民申4214号」となる。当該判例では、2015年3月30日、S社は董事会会議を招集し、Y社がS社の新株主となりY社はそのために1,075万人民元を出資し、S社の登録資本金2,000万人民元から3,075万人民元に増加した。なお、Y社は現金で2018年12月31日前までに出資金を払い込むことが約定された。しかし、2016年4月16日、S社の資金状況が著しく悪化し、期日到来債権を返済できなかった。そのためS社は裁判所に破産再編成(日本の「会社更生」に相当する)を申し立てた。そして、S社の破産管理人が財務監査を行った後、新株主であるY社は同日までに引き受けた出資義務を履行していなかったことが判明したため裁判所へ起訴を申し立てた。

浙江省高等裁判所は審理を経て、下記のことを認

定した。裁判所がS社の破産申請を受理したことによって、S社の新株主であるY社は、S社定款に所定される出資金の全額を払い込まなければならない、S社の破産管理人は新株主であるY社に対して直ちに所定の出資金の全額支払うよう請求する権利を有する。

②所定された出資金の払い込み期日が到来していなくても、裁判所が破産申請の受理した後、株主は引き受けた出資金を払い込まなければならない。つまり、裁判所が破産申立ての申請を受理した時点で、株主の期限利益は喪失される。

株主の未払い出資金について、期日が到来したがまだ払い込んでない出資金、及び中国会社法第80条に定める期日到来していない払込み出資金も含まれる。中国の会社法の資本金登録制度の下では、株主の出資義務期日の期限利益が喪失する具体的な状況が前述の「企業破産法」第35条、並びに「会社法司法解释(二)」第22条第1項状況(注③)に規定されている。

中国の多くの裁判例において裁判所は、企業が債務超過で経営が破綻し、または、著しく債務を返済できない場合には、会社株主の未払い出資金は企業の資産と見なされるので、破産管理人は破産企業の債権者の利益を守るために破産企業の株主が引き受けた出資金の上限まで責任を負わせることを請求することができる。かかる要請は企業の定款に定める出資金の払込期日の制限を受けない。

また、「(2018)苏民终502号」案件において、江蘇省高等裁判所は次のように判断した。被告破産B社の株主である陳氏が出資義務を未履行のままで、その株を譲渡したが、B社の破産管理人はB社の元株主である陳氏及びその株の譲受人に出資義務の履行を請求することができるとした。それと同時に陳氏が払い込むべきであった900万人民元についてB社の定款に則ると、払い込み義務については期限を迎えていなかったが、B社が破産手続き審理に入った以上、陳氏は期限の利益を喪失したので、出資の払

注②中国「最高裁判所の渉外商事の案件に関する司法文書送達に関する若干問題の規定」第5、6、7条に基づき、裁判所が司法文書を送達する際、中華人民共和国の領域内に代表機関、分支機関または業務代表所等がある場合、直接送達できる。中華人民共和国の領域内に住所を有しない当事者に対し訴訟文書を送達する場合は、(1)受送達人の所在国と中華人民共和国とが締結し、又はともに参加している国際条約に定める方式により送達する、(2)外交ルートを通じて送達する。また、第9条の規定では、裁判所は公告送達する場合、公告内容を国内外にて公開で発行されている新聞媒体に記載する。

注③当該規定には、企業が解散する場合には、株主の未払込出資は、いずれも清算財産としなければならない。

込み期日も前倒しとなり、出資期限未到来を抗弁理由として主張する権利を有しないと判断した。

### ③破産企業の株主に請求される未履行出資分は元金とその利息の分を含めること。

この点については、中国の各地裁判所の見解と判決は一貫していないが、「(2017)粵民終1964号」判決において広東省高等裁判所は「R社が破産手続きに入ったため、破産管理人は破産企業に代わり破産財産を回収し、債権者の利益を保護するため、「最高人民法院による『中国企業破産法』の適用に関する若干問題についての規定(Ⅱ)」第20条(1)及び同規定第13条(2)「会社の債権者が、出資義務を履行または完済していない株主に対し、会社の債務のうち未払い金及び利息の範囲内で充足できない部分について補完責任を負うよう請求する場合、裁判所はその請求を支持しなければならない」という規定に基づき、R社の出資者P社は未払いの出資金の元金及び利息を支払うべきであると判断した。

上述のことから、会社が破産手続きに入った場合、出資金未払いの株主が、破産企業の破産管理人から出資金の全額を支払うように請求される可能性は十分あり得る。筆者らは、企業の出資者(株主)が、資本の新規参入等の商取引を行う際に、当該企業の定款に定める出資並びに新規増資をめぐる資本金の支払込みの期日に留意をしなければならないと考える。なぜなら企業が破産手続きに入ると、資本金の払込期日が前倒しとなることが確実であるからである。

また、出資期日前に持株を譲渡する株主については、譲渡人が株主譲渡契約において、株主の権利を包括的に譲渡し、その結果、譲渡後には如何なる出資義務も負わないことを約定すべきである。新規の投資家が出資持分の譲渡を受ける場合、譲受株主は、対象となる投資先についての詳細なDDを実施することが不可欠である。

## 二、破産取消権が破産企業の財産管理に及ぼす影響について

### 1. 破産取消権行使の要点

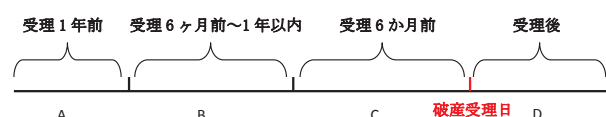
「企業破産法」第31条、第32条では、債務者の財産にかかわる次に掲げる行為について、管理人は人民法院に対し取消しを請求する権利を有するとされ

ている。i.破産企業が無償で財産を譲渡する行為、ii.明らかに不合理な価格で取引する行為、iii.財産担保がない債務に対し財産担保を提供する行為、iv.期限未到来債務について期限前に弁済する行為、v.債権を放棄する行為。上記行為の取消期間は裁判所が破産申立を受理する前1年以内となっている。さらに既に破産の状況が発生したにも係わらず、なお個別債権者に返済する行為は、その取消期間は裁判所が破産申立を受理する前6ヶ月以内であるとされている。

同時に、「企業破産法」第123条の規定で、「i.破産終了時に債務者財産による破産費用で弁済できない場合、ii.分配可能財産がないために破産終了した場合、iii.財産分配が終了した場合、以上の3通りについて、破産手続き終了後の2年以内に、取消可能な行為が見つかった場合、債権者は破産財産分配案に従って、追加の分配を請求することができる」と定められている。

従って、破産取消権の行使は破産企業が破産間近に行った取引行為がその法的効力を失い、破産管理人がその処分された取引行為に係わる財産を取戻すことができるものとなる。

返済期日の繰り上げ弁済と個別弁済は、裁判実務においては混同されることが多いので、下表の時系列に沿って「企業破産法」第31条4項に定める「未到来債務の繰り上げ弁済」、並びに第32条「債務者による個別弁済」について解説する。



裁判所の破産申請受理日を基準日として、図表の通りにA、B、C、Dに分けて解説する。

#### 1. A時間帯(裁判所が破産申請を受理する1年以上前)

もし個別弁済行為がA時間帯内に生じた場合、裁判所の破産申請受理日から比較の日数が離れているため、債務者の個別債務弁済の弁済期日が到来しているか否かを問わずかかる弁済はすべて有効であり、破産管理人はこの債務弁済の取消権利を有しない。

#### 2. B時間帯(裁判所が破産申請を受理する1年前から6ヶ月前まで)

もし個別弁済行為がB時間帯内に生じた場合、債

務の弁済期が到来する時期によって状況別に判断する。

(1) 個別弁済された債務が既に弁済期を迎えていた場合、その弁済行為は有効であり、破産管理人はその取消しの主張ができない。

(2) 個別弁済された債務が未だ弁済期を迎えていない場合、破産管理人はその取消しを主張できる。

### 3. C時間帯(裁判所が破産申請を受理する6ヶ月前まで)

もし個別弁済行為がC時間帯に生じ、債務者に破産状況が生じている場合、

(1) 個別弁済された債務が未だに返済期を迎えていない場合、破産管理人はその全ての取消しを主張できる。

(2) 個別弁済された債務が既に弁済期を迎えていた場合、破産管理人は「中国最高人民法院の『企業破産法』適用における若干問題についての規定(二)(法释[2013]22号)」の規定に基づき、以下に掲げられる五種類の取消不可の行為以外の弁済行為を全て取消しすることができる。

①担保される財産価値が個別弁済される債務額を上回ること

例えば、甲は乙から100万を借り入れる際に、自己のオフィスの不動産を抵当に入れた。甲の破産申請が受理される6ヶ月前以内の時点で既に破産事由が生じたにも拘わらず、甲は債務の弁済期が到来した乙に対して100万を弁済した。甲の破産申請が受理された後、破産管理人は甲のオフィス不動産が200万の価値が有することを確認した。この時、乙に対する弁済を取り消せば、抵当不動産を失う可能性があるため、破産管理人は甲の債権者に更なる損害が及ぶのを防ぐため、それを取消することはできない。

②訴訟、仲裁及び強制執行手続きにおける債務者による債権者に対する個別弁済。

③債務者が会社運営維持のために支払った光熱費等の個別弁済。

④債務者が支払った労務報酬、人身事故賠償金のような個別弁済。

⑤債務者の財産に利益をもたらす個別弁済。

### 4. D時間帯(裁判所が破産申請を受理した後)

この時点で裁判所は既に企業破産申請を受理してい

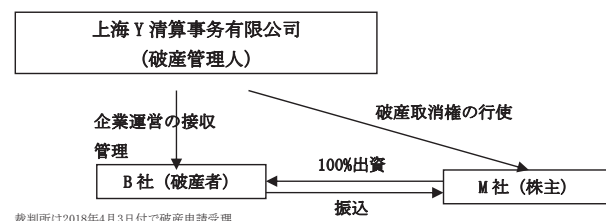
るので、かかる受理日(D時間帯内の)以降の個別弁済はすべて無効となり、取消することができる。

## 2. 「(2021)沪0151民初6983号」の裁判例の概要

B社は外商投資企業が100%出資する有限会社であり、M社(外資系会社)はB社の唯一の株主である。

2018年4月3日、上海市崇明区裁判所は、「(2018)沪0151破3号」民事裁定書を下し、B社の破産申請を受理した。さらに2018年4月26日付で上海Y清算事務有限公司をB社の破産管理人に指定した。

上海Y清算事務所有限公司が、破産B社の2017年から2018年までの財務帳簿を調べると、B社がM社に対して、2017年10月30日、2017年11月10日、2018年1月23日にそれぞれ人民元250,000元、人民元32,060元、人民元100,000元を銀行とインターネットバンクを通じて振り込んでいた。上記の三つの振込には、用途欄にはすべて商品代金の支払として記載されていたが、B社がM社から商品を購入した記録は見つかっていない。



| 振込日時        | 振込金額(人民元) |
|-------------|-----------|
| 2017年10月30日 | 250,000   |
| 2017年11月10日 | 32,060.60 |
| 2018年1月23日  | 100,000   |

上記3件の取引は、すべて上海市崇明区裁判所がB社の破産申請を受理した日(即ち：2018年4月3日)より6ヶ月前以内であったために、上海Y清算事務所有限公司はB社の破産管理人として、破産企業B社の株主であるM社に訴訟を提起し、上記の3件の銀行の取引を取消し及びM社が受け取った金銭のB社への返還を求める訴えを裁判所に提出した。

原告である上海Y清算事務所有限公司はその主張を裏付けるため、下記の証拠書類を裁判所に提出した。

①「(2018)沪0151破3号」民事判決書。これにより裁判所がB社の破産申請を受理したことを証明する。

②上海市崇明区裁判所の判決書。これにより、裁判所が本案原告である上海Y清算事務所有限公司をB



社の破産管理人に指定したことを証明する。

- ③工商銀行との取引明細書。2017年10月30日、2017年11月10日付で、銀行の振込みがあったことを証明する
- ④インターネットバンクの取引書類の控え。2018年1月23日付でインターネットバンクを通じて振込があったこと並びに支払われた額を証明する。

### 3. 本判例の判決及び解説

本件では、M社が、裁判所の召喚を受けても法廷に出頭していないので、裁判所は原告である破産企業B社の破産管理人の陳述及びその提出された証拠書類のみを確認した。

裁判所は、「企業破産法」第31条の規定に基づき、債務者が破産申請受理前の一定期間内に債権者の全体的な利益を害する行為を行った場合、破産管理人は裁判所に当該行為の取消を請求し、当該行為により得た財産または利益を債務人の清算財産に戻すべきであると判断した。

K社が被告であるM社に行った3件の振込は、すべて裁判所の破産申請の受理日より1年前以内に行われており、M社は裁判所に出頭せず、自社とM社の間で現実の商品取引があったことを証明していない。裁判所は、被告であるM社がK社の唯一の株主であることを鑑みて、本件の3件の譲渡は、「企業破産法」31条に(一)に定められた「財産の無償譲渡」に該当し、法定の破産取消権の要件に満たしていると判断した。従って、裁判所は、原告の破産企業管理人である上海Y清算事務有限公司からの上記の3件の振込取り消し請求を認めた。

判決は下記の通りである。

- ①K社が行った2017年10月30日、2017年11月10日及び2018年1月23日付の、自社の株主であるM社への振込、合計382,060.60元をすべて取消す。
- ②被告であるM社は、本判決効力が生じた10日以内に、K社の破産管理人に対し計382,060.60元を返済しなければならない。判決書に定めた期間内に履行がない場合、「民事訴訟法」第253条(注④)に基づき、履行遅延期間中に債務利息を倍額とする。

筆者らは、かかる判決結果は妥当であると考え。破産企業がその唯一の株主に金銭を譲渡したと、また、企業財務帳簿や振込控え等によって上記の譲渡が通常の振込行為であるということを証明できないので、本件譲渡は、「企業破産法」第31条に定める「無償譲渡」に該当し、破産管理人は裁判所に対し当該行為の取消を請求する権利を有する。

上述の「企業破産法」第31条及び第32条の解釈、及び関連判例の検討を併せて、破産の取消権に関して以下の結論を導き出すことができる。

- 1、取消し行為の対象は、取引慣習に符合しない非正常取引行為であること

上述の「(2021) 沪0151民初6983号」で言及された「財産の無償譲渡」という典型的な状況以外に、「(2015) 寧商初字第203号」の裁判例には、「明らかに不合理な価格での取引」が審理のポイントとなっている。

裁判所は、破産企業の破産申請を受理した1年前以内に自動車を中古車市場での価格より明らかに低い価格で8台売却したことは「明らかに不合理の価格での取引」に属すると判断した。

また、「(2019) 浙0781民初4903号」の裁判例でも、裁判所が破産企業の破産申請を受理する1年前以内に、商標権質権設定契約を締結して原被告の貸付契約に対する担保とする行為は「財産担保なし債務に財産担保の提供」に属すると判断した。

また、「(2016) 渝0233民初531号」の裁判例においては、債務者が個別債権者との間に「代金支払い契約」を締結し、期日到来の債権を割引いて譲渡することに合意した行為は、「債権放棄」に属すると判断した。

- 2、取消権の行使目的は破産企業債権者の全体的な利益保護である。

「破産取消権」という立法趣旨は、債権者が平等に弁済を受けることであり、即ち、債権者の債権回収額を可能な限り増やすことにある。従って、破産申請の受理日に近づくほど、全ての債権者に対する保護の要請は高くなり、破産企業の弁済行為が取消さ

注④「中華人民共和國民事訴訟法」253条：被執行人が判決、裁定その他の法律文書が指定する期間どおりに金銭給付の義務しなかった場合には、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払わなければならない。被執行人が判決、裁定その他の法律文書が指定する期間どおりにその他の義務しなかった場合には、履行遅延金を支払わなければならない。

れる可能性が高くなる。逆に、破産申請の受理日から遠いほど、その取引自体を公平的に維持することや取引の安全を図る要請が働くため、契約当事者間の利益が重視される。

## 今期のまとめ

今期の寄稿では、「株主の出資額不足」の問題や「破産取消権」及び直近の裁判例について詳細に解説し、裁判実務の要点を整理した。全体として裁判所の判断は、「破産企業の外部債権者の利益を保護する」の

原則に基づいており、前期寄稿でまとめた「破産清算の3つの典型的な特徴」を裏付けている。

次期の寄稿では、引き続き「企業破産法」をめぐる破産清算実務における「破産債権の消滅時効」、および「外商投資企業の破産における税制優遇措置の還付」について関連する裁判例を通じて解説していく。それらの解説を通じて、実際の裁判所の考え方を分析し、破産清算する際に法令遵守手続きの実務の全体像を理解していく。これらが読者の参考になれば幸いである。

## ＜執筆者プロフィール＞

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智

華東政法大学法律学院(民商法)卒業後、慶應義塾大学大学院法学研究科博士前期課程を修め、2012年4月に上海市華鑫律師事務所に入所、対中取引、日系在華企業の企業法務を担当。



弁護士 高華鑫

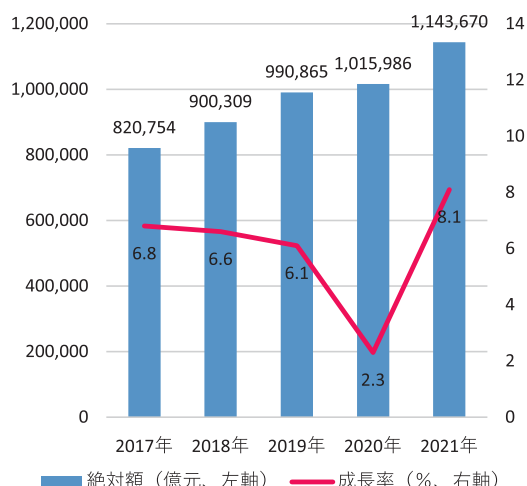
上海市高级人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984年6月から日本的大江橋法律事務所にて勤務、外国法事務弁護士として大阪弁護士会に登録、1998年5月に上海華鑫律師事務所を開設し、対中投資、取引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。2016年6月に(一社)東海中貿易センター中国法律顧問に就任。



# 2021年のGDPは8.1%増(速報値)

中国国家统计局によると、2021年の国内総生産(GDP)は、物価変動の影響を除いた実質で前年比8.1%増と前年の2.3%増から5.8ポイント上回った。2年平均ベースでは5.1%増となった。

中国GDPの推移



第4四半期(10～12月)では、前年同期比4.0%増と、第3四半期(7～9月)の4.9%増より0.9ポイント減少した。

コロナ禍の反動増で第1四半期は18.3%増となったが、第2四半期以降は伸び率が徐々に減少し、足元は減速感が強まる。

産業別では、第一次産業が前年比7.1%増、第二次産業が同8.2%増、第三次産業が同8.2%増だった。第三次産業(サービス業)が全体に占める割合は53.3%と過半を占めた。

産業別GDP

| 内訳    | 絶対額(億元)   | 成長率(%) |
|-------|-----------|--------|
| GDP   | 1,143,670 | 8.1    |
| 第一次産業 | 83,086    | 7.1    |
| 第二次産業 | 450,904   | 8.2    |
| 第三次産業 | 609,680   | 8.2    |



### ハイテク企業が628社に

滄州市における一定規模以上のハイテク企業数が、前年から24.1%増の122社増加し、合計628社となった。ハイテク企業総数及び新規企業増加数は共に河北省のトップであり、省内で最もハイテク企業数が集積する都市となった。

滄州市のハイテク産業の付加価値は前年比18%の増加で、河北省の平均より6ポイント上回り、省内ランキングでは年初の6位から2位へと着実に向上した。

ハイテク産業の内、昨年の成長が著しかった分野は、航空宇宙産業が前年から倍の成長と突出しており、次いでハイエンド技術装備製造(21.7%)、新エネルギー(21%)、新素材(20.1%)が急速に成長した。

### 朔黄鉄道 石炭輸送量が3.64億トンに

山西省忻州市から黄驊港を結ぶ「朔黄鉄道」におけ

る昨年の石炭輸送量が3.64億トンと過去最多となった。朔黄鉄道は全長594kmで、西部の石炭を東部に輸送する重要なルートとして、開通して21年が経っている。



3.64億トンの石炭で、河北省で使用する全電力の約3.7年分の発電が可能であり、鉄道沿線都市の経済発展もけん引している。

同路線を運営する朔黄鉄路公司是、継続的に運行する列車本数を増やしており、1日に30本の2万トン編成の運行記録を樹立し、予定より20日間前倒して3億トンを突破した。



### 15年連続「最も幸福な都市」に

「2021中国で最も幸福度の高い都市」の調査・選出結果がこのほど北京で発表され、杭州市が15年連続で選出された。

調査選出活動は約5ヶ月かけて行われ、ビッグデータ収集やアンケート調査、資料申告、実地調査、専門家評価・審査などを経て、厳選された。

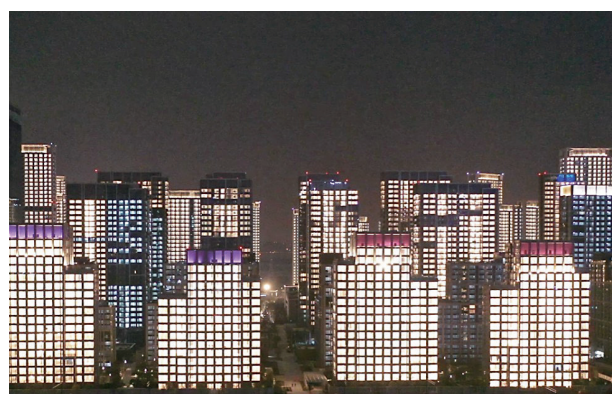
昨年は杭州のほかに、成都、寧波、長沙、武漢、南京、青島、貴陽、西寧、ハルビンが選出されている。

### アジア競技大会選手村(続報)

前号で今年9月10日から25日まで杭州市で開催される「2022年第19回アジア競技大会」の杭州アジア競技会村(選手村、技術スタッフ村、メディアセンター、国際、公共エリア)が竣工した記事を掲載したが、このほど新たに、電力工事が終了し、アジア競技村の各建築物に電気が供給された。

このアジア競技村のエリア全体の設計が「ゼロ

カーボン」を採用しており、競技会終了後にはエリア内に140キロワット規模の分散型太陽光発電所を建設することを計画しており、年間約73.4トンの二酸化炭素排出量を削減することができるニュータウンに生まれ代わる。



### 湖杭鉄道 全線でレール敷設作業が開始

杭州市と湖州市を結ぶ「湖杭鉄道」の敷設作業が始まり、アジア競技大会前に開通する見込みとなった。同鉄道は長江デルタ鉄道交通網における重点プロジェクトの一つで、全長343km、設計時速は350キロで、区間内に6つの駅が設置される。





### 2021年常州ハイテク区の実績

2021年の常州ハイテク区における区内総生産額は前年比(以下同)9%増の1,820.4億元、一定規模以上の工業総生産額は3,000億元で常州市内のトップとなった。製造業への投資は29.1%増の249.4億元で、全市における比重は22.9%にまで拡大した。また生産額が1億元を超える企業数は84社増え、491社となった。

年間を通じ導入したプロジェクトはBYDの電気モータ制御PJを始めとした120社で、総投資額は712億元となった。そのうち、製造業のプロジェクトが70件(投資額521億元)、サービス業30件(投資額186億元)等となった。一方、3,000万ドル以上の外資は18社だった。

昨年の新規導入プロジェクトの内、ハイテク産業への投資が顕著に増加しており、昨年は30.2%増の127.5億元となった。

### 外資系企業と新年会を開催

2022年1月20日、常州ハイテク区は、区内外資系企業の代表者を招き、新年会を開催した。



2021年は中国では「第14次五ヶ年計画」がスタートした年であり、世界的には新型コロナウイルス感染拡大が収まらない状況が続いた大変厳しい年となった。そんな中、常州ハイテク区は区内の外資系企業と協力し産業の育成に取り組んできた。

新たにスタートした2022年は、常州ハイテク区設立30周年の記念すべき年である。この30年間に積極的な外資誘致活動を行った結果、フォーチュン・グローバル500(Fortune Global 500)企業の32社をは

じめとし、世界68の国と地域から1,900を超える外資系企業を誘致した。常州ハイテク区はこれまでに培った様々な経験を活かし、更なる発展に向けて努力してゆく。

### 発展し続ける便利な交通ネットワーク

常州ハイテク区では、国際的知名度があり、長江デルタにおける中枢エリアとなることを目指し、様々な発展戦略を推し進めている。その一環として、鉄道、道路、港湾、航空などの交通インフラの整備を急ピッチで行っており、直近の5年間で2,000億元以上の投資を行い、全国主要都市への3時間のアクセス、省内各地への2時間アクセス等を実現した。



交通インフラプロジェクトの内、最も重要なプロジェクトに位置付けられているのが、常州市と長江対岸の泰興市を結ぶ「常泰長江大橋」(全長1,176 m)である。この大橋は高速道路、都市鉄道、一般道路が三位一体となった珍しい大橋で、2019年より建設が進んでおり、2024年に竣工の予定。

### 人材マンションの建築が進む

昨年の11月号でも紹介したが、常州ハイテク区では「人材マンション」(住宅問題を抱える優秀な人材を全国各地から確保する為に建設している賃貸型マンション)の建設が進められており、2021年には41棟(8,090戸)の人材マンションプロジェクトが建設を開始し、21年末時点で、30棟(5,676戸)の人材マンションが完成し、入居率は80%以上に達した。常州ハイテク区は引き続き各種人材の集積に向け、最良の資源を提供する。



### 重大PJ集中調印式を開催

1月29日、揚州経済技術開発区で「重大プロジェクト集中調印式」が開催され、党書記、市長ら揚州市の幹部が出席した。



調印式では、総投資額138億元の13プロジェクトが調印され、スマート製造、自動車部品、半導体設備、新エネルギー、海洋開発、科学イノベーション、文化・レジャー等多岐に及んだ。その内、「中集智能製造産業園プロジェクト」の総投資額は30億元で、開発区に研究開発センター、スマート製造センター、グローバルオペレーションセンターを設立

する。「上海泰勝新能源風電設備プロジェクト」は大型風力発電機の生産と輸出基地を建設する。

今回調印したプロジェクトの技術力及び発展性は高く、揚州開発区の更なるレベルアップに大きく貢献するものと思われる。

### 越境EC総合試験区の設立が許可

商務部は、境電子商取引(EC)の伝統産業転換・高度化推進と産業デジタル化促進の役割を発揮させるため、揚州市を含む27都市に「越境EC総合試験区」の設立を認めた。

近年来、揚州市は対外貿易の変革と高度化を加速し、新しい形態の対外貿易を積極的に開拓し、越境EC発展のための基盤と条件を強化してきた。その結果、市内には幅広い分野での国際的競争力のある企業、ブランドが育成された。2021年の揚州市の輸出入総額は150億ドルに達し、3,000以上の企業が輸出入実績を上げ、越境ECビジネスの規模は毎年30%以上増加している。



### 水素エネルギーイノベーション研究院が常熟高新区に設立

1月20日、水素エネルギーイノベーション研究院と常熟理工学院が提携する事となった。常熟水素イノベーション研究院は、常熟高新区と国家エネルギー集団の子会社である国華能源投資有限公司が共同で設立した研究院。今回、常熟理工學院の校舎を利用し、水素エネルギーの普及、先端設備技術展示、応用機能の展示等を一体化させた水素エネルギー技術総合サービスプラットフォームを構築し、科学研究の成果の転換や、水素エネルギー専門の教育を実践し、国連開発計画(UNDP)との協議により水素エネルギー産業人材発展モデルプロジェクトを展開し、中国水素エネルギーの産業化プロジェクトの常熟誘致を推し進める。

路である「常台高速道路」に新たに「常熟東」新インターチェンジ(料金所)が正式に開通し、同時に旧料金所は閉鎖された。



新しいインターチェンジ(料金所)は、高新区のメイン道路である「東南大道」と「常台高速道路」を直接結ぶ要であり、常熟高新区から高速道路へのアクセスを大きく改善した。これにより、常熟高新区にあるインターチェンジ(料金所)は3ヶ所となる。

### 常熟-台州高速道路 常熟東インターチェンジ開通

常熟から台州(浙江省)を結ぶ全長339kmの高速道





### 2021年 導入PJ1,552億元超

2021年、江門市が導入した1億元を超えるプロジェクトは、前年比29.4%増(以下同)の273件、総投資額では24.5%増の1552.4億元となった。このうち、10億元を超えるプロジェクトは21.2%増の40件、総投資額は12.2%増の962.9億元だった。

江門市のビジネス環境は、投資と質の高い開発を引き付けるための条件が完備されつつあり、今後更に改善を行い、市場志向で合法化、国際化された一流のビジネス環境を構築し、より多くの投資家に高い安心感を与え、プロジェクトの誘致を強化し、江門市更なる発展を促す。

### 江門市のGDP8.4%増

広東省政府の発表によると、2021年の江門市のGDPは前年比8.4%増の3,601億2,800万元で、直近2年の平均成長率は5.2%増となった。

産業別では第一次産業が9.8%増の294.89億元、第二次産業は11.1%増の1,640億6,600万元、第三次産業は5.7%増の1,665億7,300万元となった。

業は5.7%増の1,665億7,300万元となった。

広東省内における成長率ランキングでは第7位で、全省平均を上回った。

輸出入の成長率は4位で、そのうち輸出の成長率が2位となった。

### 全国都市信用評価で全国第57位

この度発表された、全国都市信用状況観測評価データで江門市が全国第57位、広東省内では第3位となった。全国都市信用状況観測評価データは、国家公共信用センターが、全国261の県レベルの都市を対象に都市の信用状況を監視、分析するもので、都市の信用レベルを改善し、ビジネス環境を最適化する事に役立っている。

### 江門市の新型コロナワクチン接種状況

疾病管理予防センターが公表したデータによると、1月9日時点で、江門市における新型コロナワクチンの接種者は445万人を超え、ワクチン接種が完了した人数は433万人を超えた。



### 中国の工業用ロボット

#### 20台に1台が佛山市順徳区製

全国の工業用ロボットの20台に1台が、ドイツの老舗産業用ロボットメーカー・KUKA(クーカ)が佛山市順徳区に投資した企業「庫卡机器人(広東)有限公司」(以下同社)の製造したロボットとなった。



2021年、同社のロボット生産量は1.8万台近くで、華南地域では第一位であり、全国生産の5%を占める。同社を筆頭に、ロボット本体、減速器、鋳物とシステム集成などの一連の産業チェーンが佛山市順

徳区に集積しており、世界級の産業クラスターとなっている。

2017年、KUKA本社は中国の大手家電メーカーである美的集団(本社:佛山市順徳区)に買収された。翌年、広東省スマート製造核心モデルエリアの重点プロジェクトに認定され、「KUKA順徳園区」の建設がスタートした。その後4年をかけ累計6億元近くを投資し、華南地区最大のロボット生産基地となった。

### 2021年科学技術イノベーション100強「区」に佛山市の3つの区が上位ランクイン

中国工業和信息化部傘下のシンクタンクである「中国電子信息産業発展研究院(CCID)」が発表した直轄市及び一級市の行政区における「2021科学技術イノベーション100強区」のランキングに、佛山市の南海区(6位)、順徳区(9位)、禅城区(18位)がランクインした。現在佛山市には7,100社のハイテク企業があり、科学技術イノベーション競争力は日増しに高まっている。



# 中国経済データ

＜ご注意＞

伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

## 日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

| 年月      | 輸 出     |      | 輸 入     |       | 差 引     |      |
|---------|---------|------|---------|-------|---------|------|
|         | 金 額     | 伸 率  | 金 額     | 伸 率   | 金 額     | 備 考  |
| 2015年   | 132,293 | ▲1.1 | 194,204 | 1.3   | ▲57,950 | 赤字縮小 |
| 2016年   | 123,619 | ▲6.5 | 170,164 | ▲12.4 | ▲46,544 | 赤字縮小 |
| 2017年   | 148,910 | 20.5 | 184,387 | 8.4   | ▲35,477 | 赤字縮小 |
| 2018年   | 159,010 | 6.8  | 191,871 | 3.9   | ▲32,861 | 赤字縮小 |
| 2019年   | 146,814 | ▲7.7 | 184,337 | ▲3.9  | ▲37,523 | 赤字拡大 |
| 2020年   | 150,811 | 2.7  | 174,684 | ▲5.2  | ▲23,873 | 赤字縮小 |
| 2021年   | 179,852 | 19.2 | 203,416 | 16.4  | ▲23,564 | 赤字縮小 |
| 2022年1月 | 11,666  | ▲5.4 | 21,278  | 23.7  | ▲9,611  | 赤字拡大 |

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

### 1月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

|    |      | 金 額    | 構成比   |
|----|------|--------|-------|
| 輸出 | 総額   | 63,320 | 100.0 |
|    | アメリカ | 11,169 | 17.6  |
|    | E U  | 6,180  | 9.8   |
|    | アジア  | 35,774 | 56.5  |
|    | うち中国 | 11,666 | 18.4  |
|    | 総額   | 85,231 | 100.0 |
| 輸入 | アメリカ | 7,819  | 9.2   |
|    | E U  | 8,707  | 10.2  |
|    | アジア  | 41,825 | 49.1  |
|    | うち中国 | 21,278 | 25.0  |

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

### 1月の主な増減品目

単位：％、ポイント

|    |    | 概況品名       | 伸率    | 寄与度  |
|----|----|------------|-------|------|
| 輸出 | 増加 | 1 半導体等電子部品 | 34.5  | 2.1  |
|    |    | 2 音響・映像機器  | 247.6 | 1.1  |
|    | 減少 | 1 プラスチック   | ▲18.4 | ▲1.3 |
|    |    | 2 原動機      | ▲39.4 | ▲1.1 |
|    |    | 3 科学光学機器   | 25.5  | ▲1.0 |
| 輸入 | 増加 | 1 金属製品     | 48.9  | 1.5  |
|    |    | 2 衣類・同付属品  | 20.9  | 1.5  |
|    |    | 3 有機化合物    | 75.1  | 1.4  |

出所：日本・財務省

## 名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

| 年月      | 輸 出    |      |      | 輸 入    |       |      | 差 引    |      |
|---------|--------|------|------|--------|-------|------|--------|------|
|         | 金 額    | 伸 率  | 全国比  | 金 額    | 伸 率   | 全国比  | 金 額    | 備 考  |
| 2015年   | 24,687 | ▲2.1 | 18.7 | 23,725 | 5.4   | 12.2 | 962    | 黒字縮小 |
| 2016年   | 23,614 | ▲4.3 | 19.1 | 20,674 | ▲13.0 | 12.2 | 2,940  | 黒字拡大 |
| 2017年   | 28,271 | 19.7 | 19.0 | 21,863 | 5.8   | 11.9 | 6,408  | 黒字拡大 |
| 2018年   | 30,687 | 8.6  | 19.3 | 23,639 | 8.1   | 12.3 | 7,048  | 黒字拡大 |
| 2019年   | 28,217 | ▲8.0 | 19.2 | 22,086 | ▲6.6  | 12.0 | 6,131  | 黒字縮小 |
| 2020年   | 29,531 | 4.6  | 19.6 | 19,043 | ▲13.8 | 10.9 | 10,488 | 黒字拡大 |
| 2021年   | 33,864 | 14.7 | 18.8 | 23,223 | 21.9  | 11.4 | 10,641 | 黒字拡大 |
| 2022年1月 | 2,140  | ▲5.7 | 18.3 | 2,414  | 40.9  | 11.3 | ▲274   | 赤字転換 |

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港  
国際空港：中部空港、静岡空港

### 1月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

|    |      | 金 額    | 構成比   |
|----|------|--------|-------|
| 輸出 | 総額   | 13,664 | 100.0 |
|    | アメリカ | 3,076  | 22.5  |
|    | E U  | 1,873  | 13.7  |
|    | アジア  | 5,490  | 40.2  |
|    | うち中国 | 2,140  | 15.7  |
|    | 総額   | 9,988  | 100.0 |
| 輸入 | アメリカ | 819    | 8.2   |
|    | E U  | 1,100  | 11.0  |
|    | アジア  | 5,278  | 52.8  |
|    | うち中国 | 2,414  | 24.2  |

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

### 1月の主な増減品目

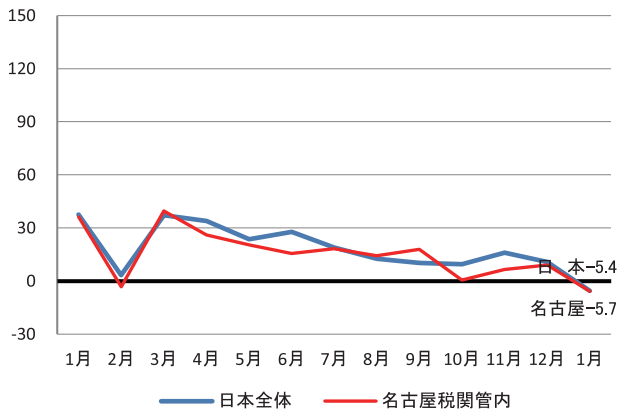
単位：％、ポイント

|    |    | 概況品名       | 伸率     | 寄与度  |
|----|----|------------|--------|------|
| 輸出 | 増加 | 1 自動車の部分品  | 12.6   | 2.2  |
|    |    | 2 映像機器     | 1200.0 | 2.0  |
|    | 減少 | 1 自動車      | ▲56.5  | ▲3.9 |
|    |    | 2 プラスチック   | ▲24.4  | ▲1.3 |
|    |    | 3 事務用機器    | ▲54.8  | ▲1.3 |
| 輸入 | 増加 | 1 衣類及び同付属品 | 29.8   | 2.8  |
|    |    | 2 金属製品     | 65.6   | 2.8  |
|    |    | 3 有機化合物    | 76.6   | 2.1  |

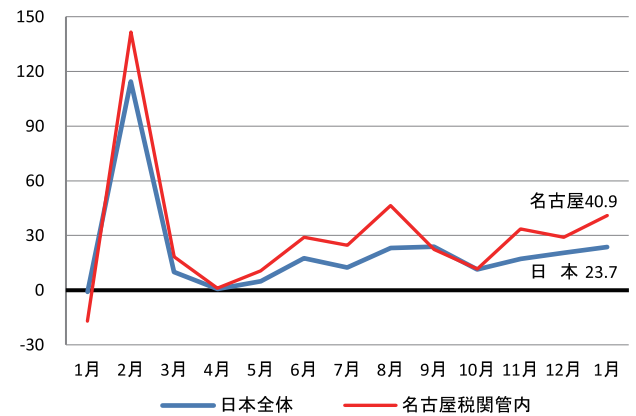
出所：名古屋税関

## 日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

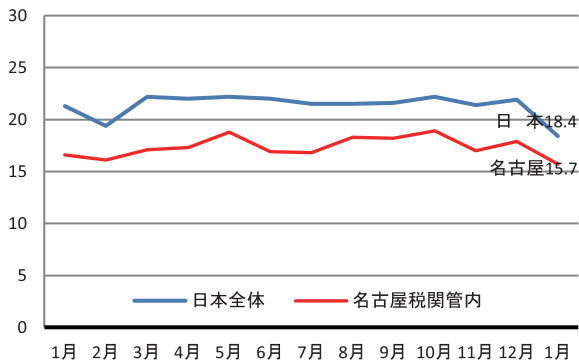
中国への輸出額の月別伸率(%)



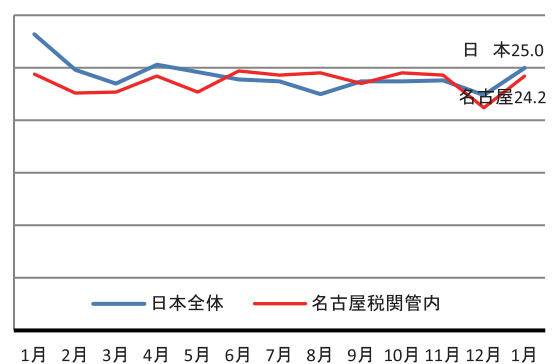
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



## 中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

| 年月         | 輸 出    |      | 輸 入    |       |
|------------|--------|------|--------|-------|
|            | 金 額    | 伸 率  | 金 額    | 伸 率   |
| 2015年      | 22,766 | ▲2.8 | 16,821 | ▲14.1 |
| 2016年      | 20,974 | ▲7.7 | 15,875 | ▲5.5  |
| 2017年      | 22,635 | 7.9  | 18,410 | 15.9  |
| 2018年      | 24,874 | 9.9  | 21,356 | 15.8  |
| 2019年      | 24,984 | 0.5  | 20,769 | ▲2.8  |
| 2020年      | 25,907 | 3.6  | 20,556 | ▲1.1  |
| 2021年12月   | 3,405  | 20.9 | 2,460  | 19.5  |
| 2021年1-12月 | 33,640 | 29.9 | 26,875 | 30.1  |

出所：中国税関総署

※1月のデータは未発表

## 中国の外資導入

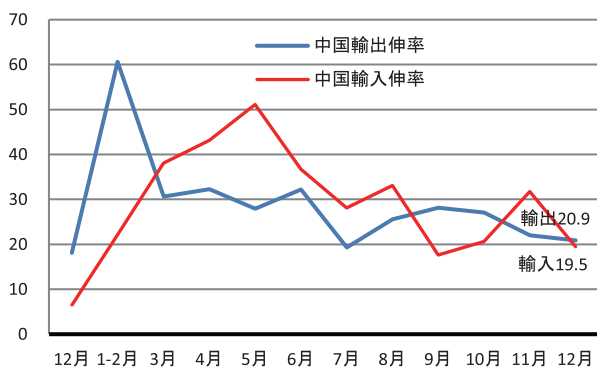
単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

| 年 月     | 件 数    |       | 実行ベース金額 |      |
|---------|--------|-------|---------|------|
|         | 件数     | 伸率    | 金額      | 伸率   |
| 2016年   | 26,575 | 5.0   | 1,224.3 | ▲3.0 |
| 2017年   | 35,652 | 27.8  | 1,305.2 | 6.6  |
| 2018年   | 60,533 | 69.8  | 1,349.7 | 3.0  |
| 2019年   | 40,888 | ▲32.5 | 1,381.4 | 2.4  |
| 2020年   | 38,570 | ▲5.7  | 1,443.7 | 4.5  |
| 2021年   | N/A    | N/A   | 1,734.8 | 20.2 |
| 2022年1月 | N/A    | N/A   | 158.4   | 17.6 |

出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。

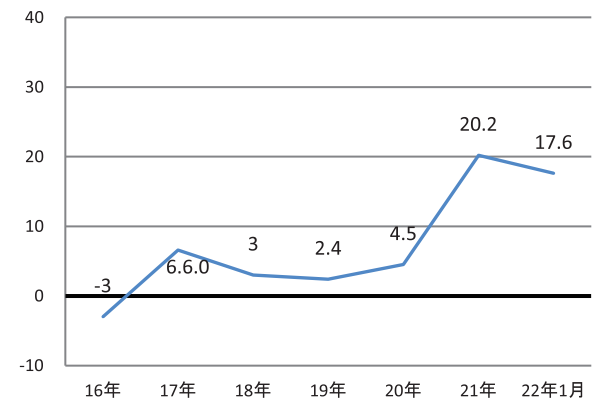
(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

中国対外貿易の月別伸率(%)



※1月のデータは未発表

中国外資導入の伸率(%)



## 中国の物価動向

### 消費者物価指数CPI (%)

|         | 1月   |
|---------|------|
| 消費者物価指数 | 0.9  |
| うち都市    | 1.1  |
| 農村      | 0.4  |
| うち食品    | ▲3.8 |
| 食品以外    | 2.0  |
| うち消費財   | 0.4  |
| サービス    | 1.7  |

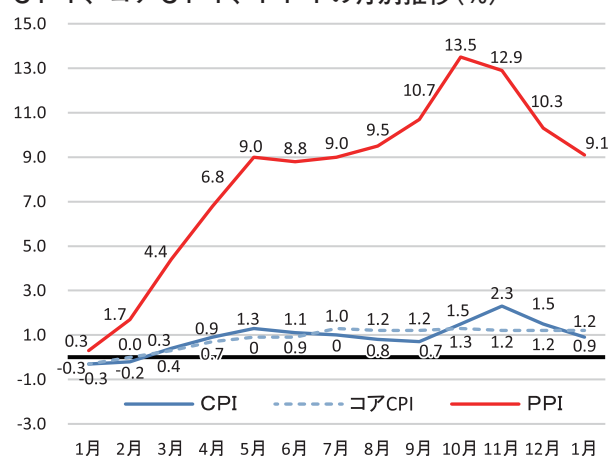
出所：中国国家统计局

### 工業生産者物価指数PPI (%)

|                | 1月   |
|----------------|------|
| 工業生産者物価指数(PPI) | 9.1  |
| うち生産資材         | 11.8 |
| うち採掘           | 35.0 |
| 原材料            | 18.2 |
| 加工             | 7.0  |
| 生活資材           | 0.8  |
| うち食品           | 0.5  |
| 衣類             | 1.4  |
| 一般日用品          | 1.3  |
| 耐久消費財          | 0.6  |
| 工業生産者仕入物価指数    | 12.1 |
| うち燃料、動力類       | 30.0 |

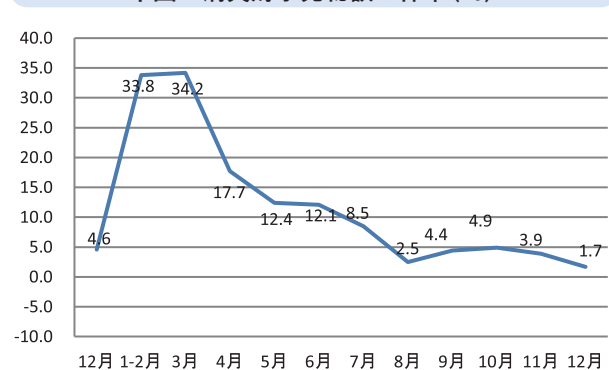
※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数  
出所：中国国家统计局

### CPI、コアCPI、PPIの月別推移(%)



※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。

## 中国の消費財小売総額の伸率(%)

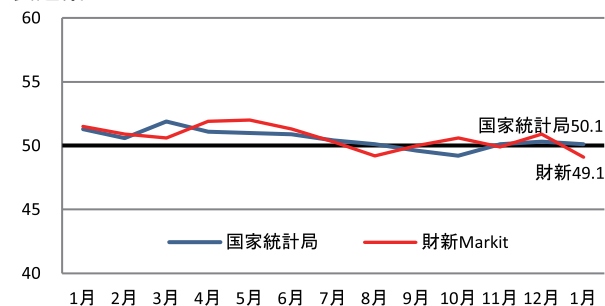


出所：中国国家统计局

※1月のデータは未発表

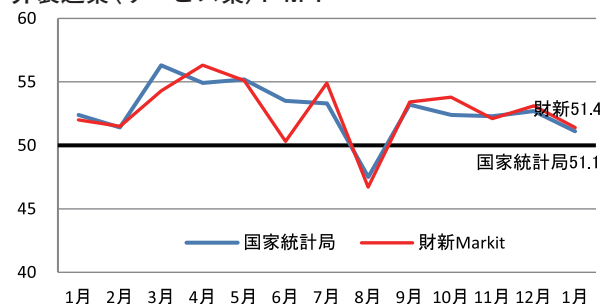
## 中国の景気先行指数

### 製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数  
景気後退<50<景気拡大

### 非製造業(サービス業)PMI



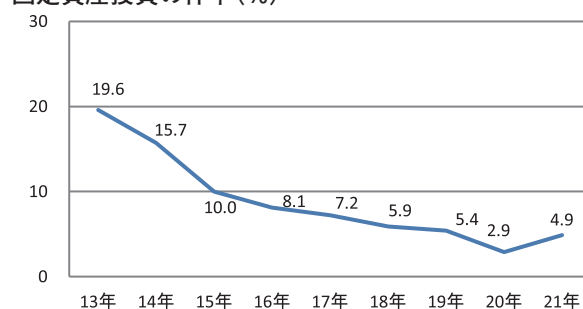
## 中国の固定資産投資

### 21年の固定資産投資

|        |     | 投資額(億元) | 伸率(%) |
|--------|-----|---------|-------|
| 固定資産投資 |     | 544,547 | 4.9   |
| 産業別    | 第一次 | 14,275  | 9.1   |
|        | 第二次 | 167,395 | 11.3  |
|        | 第三次 | 362,877 | 2.1   |
| 地域別    | 東 部 | N/A     | 6.4   |
|        | 中 部 | N/A     | 10.2  |
|        | 西 部 | N/A     | 3.9   |
|        | 東 北 | N/A     | 5.7   |

※1月のデータは未発表

### 固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局 ※1月のデータは未発表

## 中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局 ※1月のデータは未発表



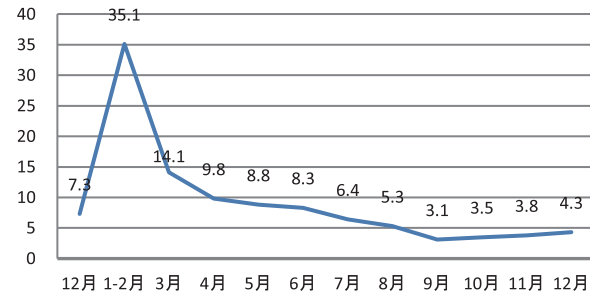
## 中国の工業

### 工業付加価値の伸率(%)

|                | 12月 | 1-12月 |
|----------------|-----|-------|
| 一定規模以上の工業生産    | 4.3 | 9.6   |
| 内訳 鉱業          | 7.3 | 5.3   |
| 製造業            | 3.8 | 9.8   |
| 電気・ガス・熱・水生産供給業 | 7.2 | 11.4  |
| 内訳 国有企業        | 3.3 | 8.0   |
| 株式制企業          | 4.7 | 9.8   |
| 外資系企業          | 3.4 | 8.9   |
| 私営企業           | 4.7 | 10.2  |

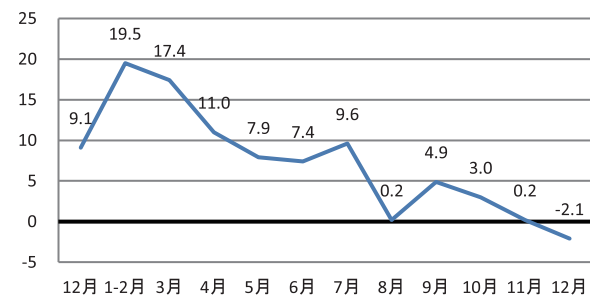
出所：中国国家统计局 ※1月のデータは未発表

### 一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



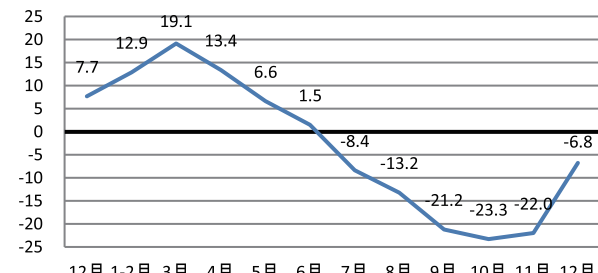
出所：中国国家统计局 ※1月のデータは未発表

### 一日当たりの発電量の月別伸率(%)



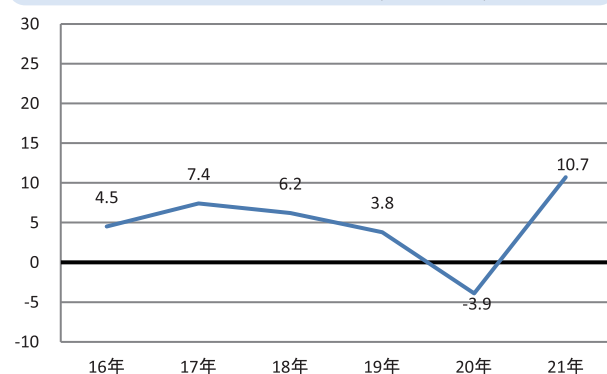
出所：中国国家统计局 ※1月のデータは未発表

### 粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家统计局 ※1月のデータは未発表

### 中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部 ※1月のデータは未発表

## 中国の自動車販売台数

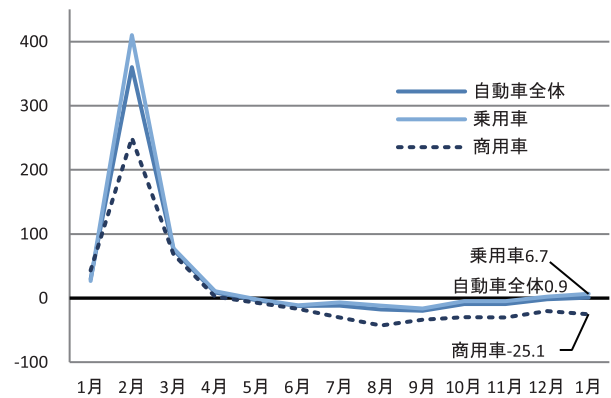
台数：万台

| 年月    | 自動車   |     |
|-------|-------|-----|
|       | 乗用車   | 商用車 |
| 2015年 | 2,460 | 345 |
| 2016年 | 2,803 | 365 |
| 2017年 | 2,887 | 416 |
| 2018年 | 2,808 | 437 |
| 2019年 | 2,576 | 432 |
| 2020年 | 2,531 | 513 |
| 2021年 | 2,627 | 479 |
| 22年1月 | 253   | 34  |

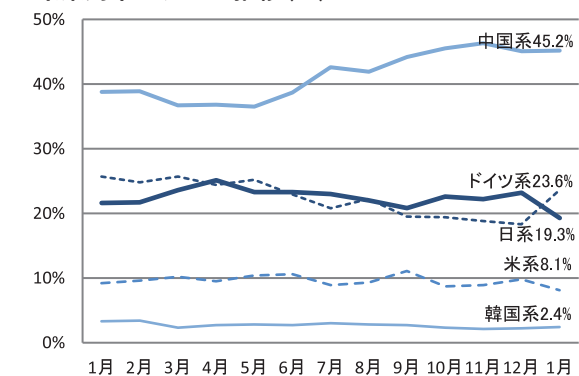
出所：中国汽车工业协会

※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

### 自動車販売台数の月別伸率(%)



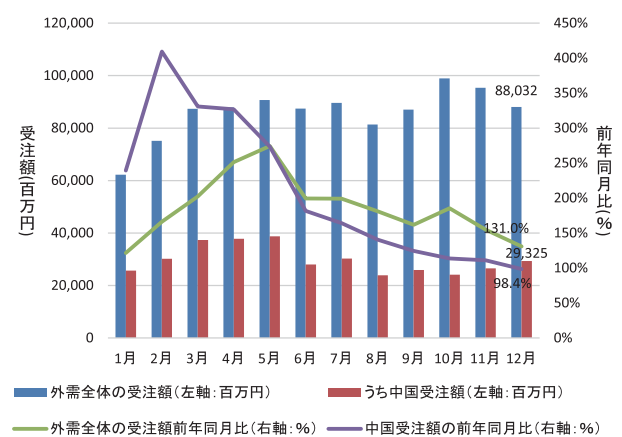
### 日系乗用車のシェア推移(%)



出所：乗用車市場情報協会の

## 日本の工作機械外需統計

### 外需全体の受注額と中国からの受注額



出所：日本工作機械工業会

# 〈中国短信〉

## ◆中欧班列 21年運行本数が1.5万本を記録

中国国家鉄路集团有限公司は21年の中欧班列(中国と欧州を結ぶ国際貨物列車)の運行実績を発表し、運行本数1.5万本(前年比22%増)、コンテナ輸送量146万TEU(同29%増)と、大幅な増加を記録した。

国家発展改革委員の報道官によると、昨年9月時点で、中欧班列の路線数は73路線で、ヨーロッパ23カ国174都市に運行している。

## ◆地方GDP 広東省が韓国を上回る

中国の各地方政府31省(市・自治区)が2021年のGDPを発表した。規模の首位は前年に続き広東省で12兆4,369億元(前年比8.0%増)、2位は江蘇省で11兆6,364億元(同8.6%増)であった。広東省のGDPはドル換算すると1兆9,282億ドル(21年平均為替レートで算出)で、国際通貨基金(IMF)の見通しによる21年の韓国の1兆8,239億ドル(世界10位)を上回った。今後も世界上位国のGDPを上回る省が続出することが予想される。

成長率で全国平均の8.1%を上回った省は11省で、20年にコロナの影響が大きかった湖北省が12.9%で中国トップに、海南省11.2%、山西省9.1%と続いた。

## ◆乗用車販売、日系がドイツ系を抜く

21年の中国乗用車販売のブランド国別シェアで日系がドイツ系を10年ぶりに上回り、外資で首位に返り咲いた。日系は低燃費のハイブリッド車を豊富に揃え、下取り価格(リセールバリュー)の高さも評価されており、近年販売台数が増加傾向にある。

但し、日系はシェア22.6%と前年より1.5ポイント、ドイツ系もシェア22.3%と3.2ポイント落としている。一方、中国は5.5ポイント増の41.2%とシェアを拡大しており、中国メーカーの躍進が目立った。

## ◆中国の外資導入額 過去最高更新

中国商務部によると、21年の外資導入額が過去最高を更新した。実行ベースの金額が前年比20.2%増の1,734.8億ドル(元建てでは前年比14.9%増の1兆1,493億元)、件数が4.8万件(同23.5%増)だった。ハイテク産業の導入額は前年比17.1%増を記録し、全体の30.2%を占めた。